

E F P取引及びE F S取引実施細則

(平成17年4月25日施行)

(平成17年9月14日変更)

E F P取引及びE F S取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は業務規程第2条第4項の規定に基づき、E F P取引及びE F S取引に関し、必要な事項について規定する。

(申出時間)

第2条 E F P取引及びE F S取引の申出時間は、午前8時30分から最終立会終了後20分以内とする。ただし、本所が必要と認めるときは、申出時間を変更することができる。

(対象とする現物取引における商品)

第3条 E F P取引の対象とする現物取引における商品は、次のとおりとする。

ゴム

「ゴム」にあつては、くん煙シート(別名R S S)、技術的格付けゴム(別名T S R)及び未くん煙シート(別名U S S)

貴金属

ア 「金」にあつては、純度99.5%以上の金

イ 「銀」にあつては、純度99.9%以上の銀

ウ 「白金」にあつては、純度99.95%以上の白金

エ 「パラジウム」にあつては、純度99.95%以上のパラジウム

石油

ア 「原油」にあつては、原油及び石油製品

イ 「ガソリン」にあつては、原油、ガソリン及びナフサ

ウ 「灯油」にあつては、原油、灯油、軽油、ジェット燃料及びA重油

エ 「軽油」にあつては、原油、軽油及びA重油

アルミニウム

「アルミニウム」にあつては、純度99.70パーセント以上であつて、鉄分の含有率が0.20%以下及びシリコンの含有率が0.10%以下であるアルミニウム。

2 E F S取引の対象とする現物取引における商品は、前項第3号のとおりとする。

(申出対象者)

第4条 E F P取引又はE F S取引の申出を行うことができる者は、次の各号に該当する者に限るものとする。

前条に定める現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者である本所の市場会員

前条に定める現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者からのE F P取引又はE F S取引の委託を受け、これを執行する受託会員

(申出書類)

第5条 業務規程第27条第2項第1号において規定する本所が別に定める書類は、次のとおりとする。

E F P取引にあつては、契約日、契約相手先、受渡日、受渡場所、商品名、数量、価格及びE F P取引を行うことに合意する旨等が記載された現物商品の売買契約書の写し、E F S取引にあつては、契約日、契約相手先、交換日、商品名、数量、価格及びE F S取引を行うことに合意する旨等が記載されたスワップ取引の契約書の写し

その他、本所が必要と認めた書類

2 前項第1号に定める契約書の写しにおいて、E F P取引又はE F S取引を行うことに合意する旨の記載がない場合にあつては、当該合意がなされたことを証する書面

(申出枚数と現物取引の数量との関係)

第6条 申出枚数については、前条第1号において規定する契約書に記載された現物商品の数量を業務規程第13条において規定する取引単位に換算した枚数の範囲内において、申出当事者間で合意した枚数とする。

2 前項の換算において、最小取引単位の50%を超える端数数量については、当該端数数量を最小取引単位とみなして申出することができるものとする。

(法定帳簿の記載方法)

第7条 E F P取引又はE F S取引を行った市場会員は、法定帳簿(先物取引日記帳等)上、E F P取引又はE F S取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(証明書類の保存)

第8条 E F P取引又はE F S取引を行った市場会員は、第5条に定める書類及び業務規程第27条第2項第1号に定めるE F P取引申出書又はE F S取引申出書について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第9条 本所は、必要と認めるときは、市場会員に対して、当該E F P取引又はE F S取引に係る書類等(現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。)を提出させることができる。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された変更後の本細則は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年4月25日）から施行し、平成17年5月1日から実施する。

附則

平成17年9月14日開催の理事会で議決された第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、業務規程第7条（取引の対象物品）の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年9月15日）から適用する。

附則

平成17年9月14日開催の理事会で議決された第3条（対象とする現物取引における商品）及び第4条（申出対象者）の変更規定は、業務規程第7条（取引の対象物品）の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年9月15日）から施行する。ただし、第3条第1項第2号ウにあっては、平成19年8月限までの申出については、純度99.9パーセントの白金を認めるものとする。